

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーへの利益還元には、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題と認識しております。コンプライアンス意識を徹底するとともに、経営環境に柔軟に対応できる業務執行体制、牽制がとれた監督・監査体制を確立・強化し、経営の効率性、健全性、透明性及び公平性を高めていく方針であります。高い企業倫理と遵法精神による社会からのゆるぎない信頼の獲得に向け対応してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本 文彦	1,729,600	82.36
株式会社エフティグループ	200,000	9.52
日比野 直人	56,000	2.67
株式会社三重銀行	40,000	1.90
東名従業員持株会	28,200	1.34
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	20,000	0.95
直井 慎一	14,000	0.67
関山 誠	10,000	0.48
松岡 唯史	1,000	0.05
山田 武	1,000	0.05

支配株主(親会社を除く)の有無	山本 文彦
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ、名古屋 セントレックス
-------------	---------------------

決算期	8月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、原則、行わないこととしております。事業上の必要性等から、やむを得ず取引を行う場合は、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会において十分に審議した上でその実施を決定し、少数株主の利益を損なうことがないように適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊東 正晴	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東 正晴	○	—	弁護士としての知見を有し、客観的、中立的立場から適切な助言・提言等を頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、相互に監査計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、相互に連携を図るため、定期的に情報・意見交換を行い監査の有効性・効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
志水 義彦	他の会社の出身者													
渡邊 誠人	公認会計士										△			
葉山 憲夫	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志水 義彦	○	—	他社での監査役として培われた幅広い見識を有し、客観的、中立的立場から適切な助言・提言等を頂けるものとして判断し、社外監査役に選任しております。 なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

渡邊 誠人	○	社外監査役の渡邊誠人氏が取締役であった会社との間で、2005年4月から11月までコンサルティング契約を締結しておりましたが、その内容、金額等は当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況から勘案して重要性は認められません。	公認会計士・税理士としての知見を有し、客観的、中立的立場から適切な助言・提言等を頂けるものとして判断し、社外監査役に選任しております。 なお、当社株式を200株所有していることを除き、同氏との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
葉山 憲夫	○	—	特定社会保険労務士としての知見を有し、客観的、中立的立場から適切な助言・提言等を頂けるものとして判断し、社外監査役に選任しております。 なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はないことから、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、それらの者を付与対象者としております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会にて決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役会にて決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役のサポートは、総務部が行っております。取締役会の資料を事前配付し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

また、常勤監査役は経営会議をはじめ重要な会議に出席し、非常勤監査役と情報の共有に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

取締役会は取締役5名(うち、社外取締役1名)で構成され、原則、月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令で定められた事項、経営に係る重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

・監査役会

監査役会は監査役3名(全員が社外監査役)で構成され、原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。監査役会では、監査に係る重要事項について協議、決議等を行っております。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見陳述を行い、常に取締役を監視できる体制となっております。

・経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役で構成され、原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。経営会議で、経営等に関する重要事項を適切・迅速に審議し、当該重要事項の円滑な執行を図っております。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は管理本部長を委員長とし、全ての部署及び全ての子会社から任命された委員で構成され、原則四半期ごとに開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに係る事項の検討、審議を行い、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築を図っております。

・内部監査室

内部監査は代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、内部監査責任者(1名)で構成され、内部監査計画書に基づき、不正、誤謬の未然防止、正確な情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的として実施しております。

・会計監査人

会計監査人として仰星監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性・健全性の確保、環境変化に迅速に対応するため、現在の体制を採用しております。業務執行に対しては、取締役会による監督と監査役による監査を行っております。また、社外取締役(1名)及び社外監査役(3名)は、客観的、中立的な立場からの助言・提言等を行い、監視・監督機能の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定については、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトへの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内に独立したIRページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部及び経営企画室を中心に実施していく予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	規程等で具体的には明記しておりませんが、ディスクロージャーポリシーをホームページ上に掲載予定にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、情報開示規程において、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示等に関する規則に従って情報公開を行うことを規定しております。また、情報開示規程にかかわらず、株主や投資家にとって必要であると思われる情報については、積極的な情報開示を行っていく方針であります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき運営しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス方針」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

(b) 内部通報規程を適切に運用することにより、内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(c) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求があった場合には、反社会的勢力排除規程に基づき総務部を対応主管部署とし、警察や弁護士等の外部専門機関と連携を取りながら断固としてこれを拒絶する。

(d) 代表取締役社長が直轄する内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程などの規程に基づき、管理本部が適切に保存及び管理を行う。

(b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理及び対策についてはリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、管理本部長を議長とするコンプライアンス委員会及び取締役会において審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(b) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(b) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(c) 常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議を実施し、職務執行における重要事項に関する報告、協議を行なう。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 管理本部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。また、職務権限規程に基づき、親子間で利益相反が生じる取引、重要な人事等の子会社で決議すべき重要事項を除き、子会社の重要な決裁事項は当社にて行う。

(b) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

(c) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループの内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。

(6) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、人事考課、処罰等については、監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。

(b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社グループの取締役及び使用人等は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

① 当社グループの経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題

② その他当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事象

(b) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

(a) 当社グループは、監査役の職務の執行について生ずる費用については速やかに支払う。

(b) 監査役が必要に応じ会計監査人・弁護士などの外部専門家に相談する場合、その費用を負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(c) 監査役は、取締役会その他、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに必要な意見を述べることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としており、反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力の排除を行っております。

当社が新規取引を開始する場合、新聞記事検索サービス等により属性確認を行っております。さらに取引先との間で契約を締結する場合においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むことを徹底しております。主要な既存取引先については、反社会的勢力排除に係る属性確認を定期的に行っております。

また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策協議会に加入し、定期的に講習会等に参加し、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

なお、万一、有事が発生した際には積極的に公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策協議会、顧問弁護士等に相談し対応策を講じることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

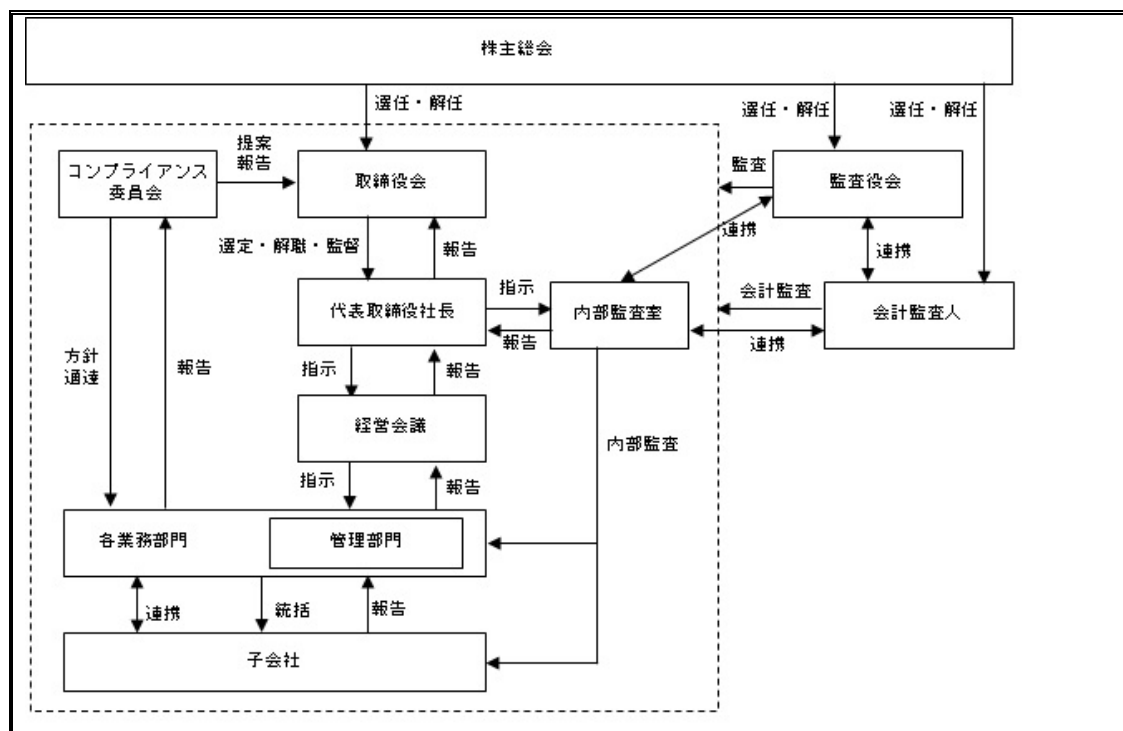
該当項目に関する補足説明

—

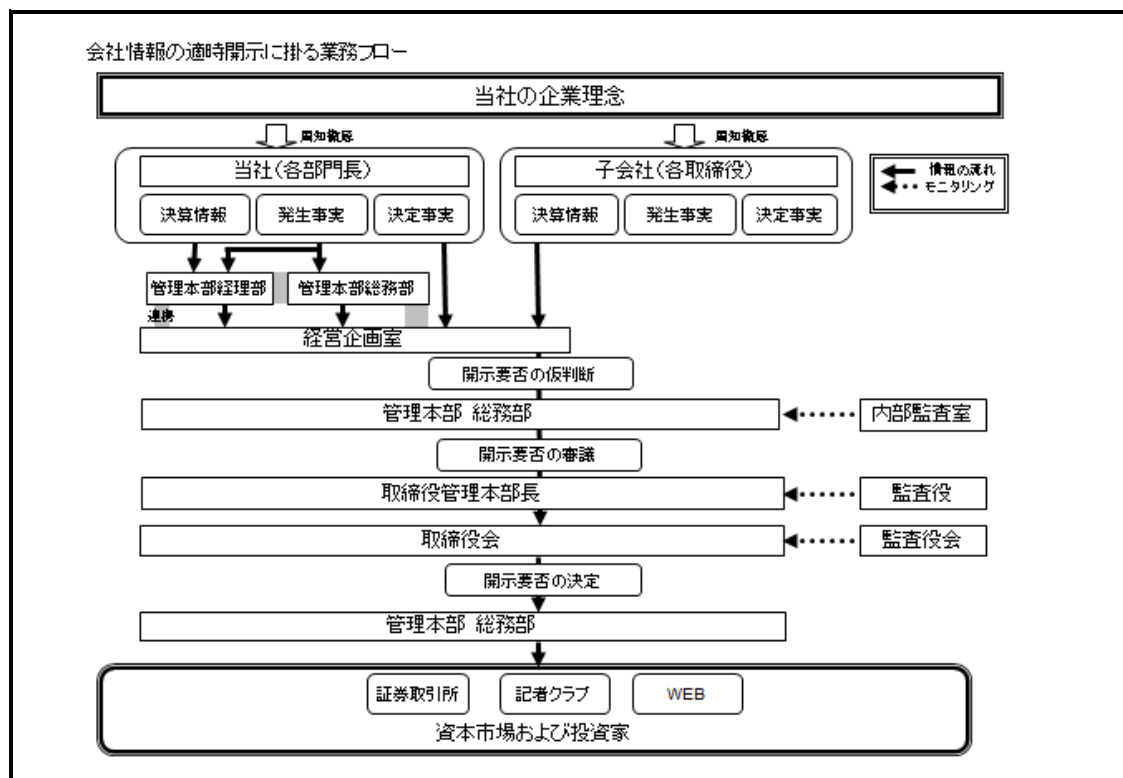
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上